

一、相关新法令、新政策

I 中华人民共和国海关保税港区管理暂行办法

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署令 第 164 号

【发布日期】2007-09-03

【实施日期】2007-10-03

【提 示】根据该办法：

- n 该办法适用于海关对保税港区的运输工具、货物、物品以及保税港区内企业、场所的监管。
- n 该办法对保税港区与境外之间进出货物、保税港区与区外之间进出货物、保税港区内货物、直接进出口货物、进出保税港区运输工具、个人携带货物和物品等的监管进行了规定。
- n 经国务院批准设立在内陆地区的具有保税港区功能的综合保税区，海关参照该办法进行监管。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/ziliao/ffqg/2007-09/05/content_738166.htm

I 食品标识管理规定

【发布单位】国家质量监督检验检疫总局

【发布文号】国家质量监督检验检疫总局令 第 102 号

【发布日期】2007-08-27

【实施日期】2008-09-01

【提 示】根据该规定：

- n 该规定适用于在中国境内生产（含分装）、销售的食品的标识标注和管理。
- n 该规定对食品标识的标注内容、标注方式及法律责任等进行了规定。
- n 进出口食品标识的管理，由出入境检验检疫机构按照国家质量监督检验检疫总局有关规定执行。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlgg/zjl/20072008/200708/t20070831_37798.html

一、関連する新法令及び新政策

I 中華人民共和國稅關保稅港區管理暫定辦法

【発布機関】税関総署

【発布番号】税関総署令 第 164 号

【発布日】2007-09-03

【施行日】2007-10-03

【コメント】本弁法によると次の通りである。

- n 本弁法は税関による保税港区の輸送手段、貨物、物品及び保税港区内の企業、場所に対する監督管理に適用する。
- n 本弁法は保税港区と中国領域外との間を出入りする貨物、保税港区と区外との間を出入りする貨物、直接に輸出入する貨物、保税港区を出入りする輸送手段、個人が携帯する貨物及び物品等に対する監督管理について規定を設けている。
- n 国务院の承認を受けて内陸地区に設立する保税港区としての機能をもつ綜合保税區について、税関は本弁法に従い監督管理を行う。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/ziliao/ffqg/2007-09/05/content_738166.htm

I 食品表記管理規定

【発布機関】国家品質監督検査検疫総局

【発布番号】国家品質監督検査検疫総局令 第 102 号

【発布日】2007-08-27

【施行日】2008-09-01

【コメント】本規定によると次の通りである。

- n 本規定は中国領域内で生産（袋詰めを含む）、販売する食品の表記表示及び管理に適用する。
- n 本規定は食品表記の表示内容、表示方式及び法律責任等について規定を設けている。
- n 輸出入食品表記の管理は、輸出入境検査検疫機関が国家品質監督検査検疫総局の規定に従い実施する。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlgg/zjl/20072008/200708/t20070831_37798.html

I 进出口商品数量重量检验鉴定管理办法

【发布单位】国家质量监督检验检疫总局
【发布文号】国家质量监督检验检疫总局令第103号
【发布日期】2007-08-27
【实施日期】2007-10-01
【提 示】根据该办法：

- n 该办法适用于中国境内的进出口商品数量、重量检验鉴定活动。
- n 需由中国检验检疫机构实施数量、重量检验的范围包括：
 - 列入检验检疫机构实施检验检疫的进出境商品目录内的进出口商品；
 - 法律、行政法规规定必须经检验检疫机构检验的其它进出口商品；
 - 进出口危险品和废旧物品；
 - 实行验证管理、配额管理，并需由检验检疫机构检验的进出口商品；
 - 涉嫌有欺诈行为的进出口商品；
 - 双边、多边协议协定、国际条约规定，或者国际组织委托、指定的进出口商品；
 - 国际政府间协定规定，或者国内外司法机构、仲裁机构和国际组织委托、指定的进出口商品。
- n 需由中国检验检疫机构实施数量、重量检验的进出口商品，收发货人或者其代理人应当在检验检疫机构规定的地点和期限内办理报检手续。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlqg/zil/20072008/200708/t20070831_37799.html

I 关于发布暂时进出境货物管理办法有关事宜的公告

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署公告2007年第48号
【发布日期】2007-08-31
【提 示】该公告对暂时进出境货物范围、暂时进出境货物行政许可办理程序等进行了规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www1.customs.gov.cn/Default.aspx?TabID=433&InfoID=79248&SettingModuleID=1147>

I 輸出入商品数量重量検査鑑定管理弁法

【発布機関】国家品質監督検査検疫総局
【発布番号】国家品質監督検査検疫総局令第103号
【発布日】2007-08-27
【施行日】2007-10-01
【コメント】本弁法によると次の通りである。

- n 本弁法は中国領域内の輸出入商品の数、重量の検査鑑定作業に適用する。
- n 中国の検査検疫機関が数、重量の検査を行わなければならない範囲には次のものが含まれる。
 - 検査検疫機関が検査検疫を実施する輸出入商品の目録に記載されている輸出入商品。
 - 法律、行政法规の規定で検査検疫機関の検査を必ず受けなければならないとされているその他の輸出入商品。
 - 輸出入する危険品及び不要・中古品。
 - 許可証管理や割当額管理が実施され、検査検疫機関による検査を必要とする輸出入商品。
 - 詐欺行為の疑いのある輸出入商品。
 - 二国間、多国間協議による協定、国際条約の規定、あるいは国際組織により委託、指定されている輸出入商品。
 - 政府間協定の規定、あるいは国内外の司法機関、仲裁機関及び国際組織により委託、指定されている輸出入商品。
- n 中国の検査検疫機関が数や重量の検査を行う必要のある輸出入商品については、貨物の受領発送者又はその代理人は検査検疫機関の定める場所で期限内に検査申告の手続きを行わなければならない。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlqg/zil/20072008/200708/t20070831_37799.html

I 一時的に輸出入する貨物の管理弁法を発布することについての公告

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署公告2007年第48号
【発布日】2007-08-31
【コメント】本公告は一時的に輸出入する貨物の範囲、一時的に輸出入する貨物の行政许可手続きの手順等について規定を設けている。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
<http://www1.customs.gov.cn/Default.aspx?TabID=433&InfoID=79248&SettingModuleID=1147>

I 关于出口货物销售收入确认问题的通知

【发布单位】上海市国家税务局
【发布文号】沪国税进（2007）35号
【发布日期】2007-09-04
【提示】该通知对出口退（免）税中的生产企业出口货物销售收入确认问题、外贸企业出口货物视同内销计税依据问题等进行了具体规定。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.csj.sh.gov.cn/qb/csj/csfq/sw/jkss/useobject7ai27427.html>

I 台账保证金缴纳方式公告

【发布单位】商务部、海关总署、中国银行业监督管理委员会
【发布文号】商务部、海关总署、中国银行业监督管理委员会公告 2007 年第 71 号
【发布日期】2007-09-05
【提示】根据该公告，东部地区企业从事限制类商品加工贸易，实行银行保证金台账“实转”管理，可以现金、保付保函等多种形式缴纳台账保证金。
【相关法令全文】请点击以下网址查看：
台账保证金缴纳方式公告
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/200709/20070905062889.html>
加工贸易限制类商品目录
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/200707/20070704918873.html&17774935=2990413366>

I 中华人民共和国海关关务公开办法

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署令第 165 号
【发布日期】2007-09-05
【实施日期】2008-05-01
【提示】根据该办法，海关在履行职责过程中，对涉及公民、法人和其他组织权利义务事项的内容、程序以及其他依法应当公开或可以公开的海关信息，应当予以公开并接受监督。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www1.customs.gov.cn/Default.aspx?TabID=433&InfoID=79959&SettingModuleID=1147>

【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

I 輸出貨物売上高確認についての通知

【発布機関】上海市国家税务局
【発布番号】滬国税進〔2007〕35号
【発布日】2007-09-04
【コメント】本通知は輸出時の税金還付（免除）における生産企業の輸出貨物売上高の確認や貿易企業の輸出貨物を国内販売とみなし税金を計算することについて具体的な規定を設けている。
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
<http://www.csj.sh.gov.cn/qb/csj/csfq/sw/jkss/useobject7ai27427.html>

I 台帳保証金納付方式についての公告

【発布機関】商務部、税関総署、中国銀行業监督管理委员会
【発布番号】商務部、税関総署、中国銀行業监督管理委员会公告 2007 年第 71 号
【発布日】2007-09-05
【コメント】本公告によると、東部地域の企業が制限類商品の加工貿易を取り扱い、銀行保証金台帳の「実転」管理を実施する場合、現金、支払保証書といった何通りかの形式で台帳の保証金を納付することができる。
【関連する法令全文】下記 URL をクリックしてください。
台帳保証金納付方式についての公告
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/200709/20070905062889.html>
加工貿易制限類商品目録
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/200707/20070704918873.html&17774935=2990413366>

I 中華人民共和國税関業務公開弁法

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署令第 165 号
【発布日】2007-09-05
【施行日】2008-05-01
【コメント】本弁法によると、税関が職責を履行する過程で、公民、法人及びその他組織の権利義務に触れる事項の内容、手順及びその他方に基づき公開すべき又は公開できる税関情報については、これを公開し、監督を受けなければならない。
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
<http://www1.customs.gov.cn/Default.aspx?TabID=433&InfoID=79959&SettingModuleID=1147>

【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

I 涉外民商事合同纠纷案件法律适用的最新规定之解析（连载之二/共二篇）

n 第五部分：法律适用中的法律规避、社会公共利益、以及外国法律限制适用

【条款】

- 当事人规避中国法律、行政法规的强制性规定的行为，不发生适用外国法律的效力，该合同争议应当适用中国法律。（《最高人民法院关于审理涉外民事或商事合同纠纷案件法律适用若干问题的规定》（法释〔2007〕14号；以下简称“《规定》”），第六条）
- 适用外国法律违反中国社会公共利益的，该外国法律不予适用，而应当适用中国法律。（《规定》第七条）
- 《规定》明确，在中国领域内履行的9种合同应当适用中国法律。（《规定》第八条）

【解析（针对上述第六条）】

上述规定涉及了法律规避。法律规避，是指涉外民商事法律关系的当事人故意制造某种因素，以避开本应适用的对其不利的法律，从而使对自己有利的法律得以适用的一种行为。

《民法通则意见》对法律规避问题已经作出规定，即当事人规避中国强制性或者禁止性法律规范的行为，不发生适用外国法律的效力，但对于否定规避行为的效力后如何确定合同的准据法，没有明确规定。《规定》则明确，涉外民商事合同的当事人规避中国法律的行为不发生适用外国法律的效力，合同争议应适用中国法律。

律师认为，关于法律规避问题，涉外民商事合同的当事人需注意下述两点：

1. 中国法律对于法律规避并没有规定明确的认定标准，在具体的涉外民商事合同纠纷案件中，合同当事人是否存在规避中国法律的行为，通常由法院进行判断。此时，合同当事人通常处于被动地位。
2. 涉外民商事合同的当事人规避中国法律的行为中，只有规避中国的法律、行政法规的强制性规定的行为，才不发生适用外国法律的效力；规避中国的其他规范性文件（例如，部门规章、地方性

二、関連する新情報

I 涉外民・商事契約を巡る紛争案件に対する法律の適用に関する新規定についての解説（連載の二/全二回）

n 第五部分：法律の適用にあたっての法律の回避、社会公共の利益、及び外国法の制限的な適用

【条項】

- 当事者が中国法、行政法規といった強行規定を回避する行為は、適用する外国法の効力は発生せず、当該契約の争議には中国法を適用する。（「涉外民事又は商事契約に関する紛争案件を審理する場合の法律の適用における若干の問題に関する最高人民法院の規定」（法釈〔2007〕14号、以下「規定」という）第六条）
- 適用する外国法が中国の社会公共の利益に違反する場合、当該外国法は適用せず、中国法を適用しなければならない。（「規定」第七条）
- 「規定」は、中国領域内で履行する9種類の契約は中国法を適用しなければならないことを明確化する。（「規定」第八条）

【解説（上述の第六条について）】

上述の規定は法律の回避に触れている。法律の回避とは、涉外民商事法律関係の当事者が、本来適用すべき自己に不利な法律を避けるために、故意にある種の要因を創りあげることで、自己に有利な法律を適用できるようにする一種の行為である。

「民法通則意見」では法律の回避問題につき規定を設けており、当事者が中国の強制的又は禁止的法律規範を回避する行為には、適用する外国法の効力は生じないとしている。但し、回避行為の効力を指定した後で契約の準拠法をどのように確定するかについては、明確に定めていない。「規定」では、涉外民商事契約の当事者が中国法を回避する行為には適用する外国法の効力は生じず、契約の争議には中国法を適用すると明確にしている。

我々は、法律の回避について、涉外民商事契約の当事者は次の2点に注意しなければならないと考える。

1. 中国法は法律の回避について明確な認定基準を定めておらず、実際の涉外民商事契約紛争案件において、契約当事者に中国法を回避する行為があるかどうかは、通常、裁判所がこれを判断する。この場合、契約当事者は受身の立場にあるのが一般的である。
2. 涉外民商事契約の当事者が中国法を回避する行為の中で、中国の法律、行政法規といった強

法规、地方政府规章等等)的强制性规定的行为,并不必然不发生适用外国法律的效力,律师认为,从《规定》的表面含义来看,规避中国的其他规范性文件的强制性规定的行为,可以发生适用外国法律的效力。

【解析(针对上述第七条)】

上述规定涉及了公共秩序保留。公共秩序保留,是指在一国依本国冲突规范的指定应对某一涉外民商事法律关系适用外国法律时,如其适用将与本国的公共秩序相抵触,可以排除该外国法律的适用。

《民法通则》对公共秩序保留原则已经作出规定,即依照《民法通则》规定适用外国法律或者国际惯例的,不得违背中国的社会公共利益。《规定》则明确,适用公共秩序保留原则后,涉外民商事合同争议应适用中国法律。

律师认为,关于公共秩序保留问题,涉外民商事合同的当事人需要注意,中国法律对于何时可以适用公共秩序保留并没有作出明确规定,在具体的涉外民商事合同纠纷案件中,合同适用某一外国法律是否违反中国社会公共利益,通常由法院进行判断。此时,合同当事人通常只能被动接受法院的判决。

【解析(针对上述第八条)】

《民法通则》和《合同法》均规定,涉外合同的当事人可以选择处理合同争议所适用的法律,法律另有规定的除外。根据上述规定,合同当事人通常可以根据“意思自治”原则自由选择合同适用的法律。但在“法律另有规定”的情形下,当事人的“意思自治”将被排除。“法律另有规定”的情形,实际上是指对于某些特殊合同,中国法律可以直接规定其适用的法律。

《合同法》已经对3种合同排除外国法律的适用作出规定,在中国境内履行的中外合资经营企业合同、中外合作经营企业合同、中外合作勘探开发自然资源合同,适用中国法律。《规定》在《合同法》的基础上,补充规定了5种合同排除外国法律的适用,应当直接适用中国法律,包括:

- (1) 三资企业股份的转让合同;
- (2) 承包经营中外合资经营企业、中外合作经营企业的合同;
- (3) 外国投资者订立的购买境内企业股权的协议;
- (4) 外国投资者订立的认购境内公司增资的协议;
- (5) 外国投资者订立的购买境内公司资产的

制的规定进行回避的行为,中国法之外,中国法以外的其他规范性文件(たとえば、部門規則、地方性法規、地方政府規則等)の強制的規定を回避する行為は、適用する外国法の効力が必然的に生じなくなるのではなく、これについては、「規定」の文字だけから見るならば、中国のその他の规范性文件の強制的規定を回避する行為には、適用する外国法の効力が生じることができると考えられる。

【解説(上述の第七条について)】

上述の規定では公共秩序の留保に触れている。公共秩序の留保とは、1つの国で本国の衝突規範の指定に基づき、ある涉外民商事法律関係に外国法を適用するときに、もしもそれを適用すると本国の公共秩序に抵触してしまう場合、当該外国法の適用を排除できることをいう。

「民法通則」は公共秩序の留保についてすでに規定を設けており、「民法通則」の規定に基づき外国法又は国際慣習法を適用する場合、中国の社会公共の利益に違反してはならないとしている。「規定」では、公共秩序を留保するという原則を適用した後、涉外民商事契約争議は中国法を適用しなければならないと明確にしている。

公共秩序の留保問題について、涉外民商事契約の当事者には、中国法では何時公共秩序の留保を適用できるのかについて明確な規定を設けてはならず、実際の涉外民商事契約紛争事案の中では、契約がある外国法を適用したことで中国の社会公共の利益に違反するかどうかは、通常、裁判所がこれを判断しているという点に注意してもらいたい。この場合、契約当事者は裁判所の決定を受け入れるしかないのが一般的である。

【解説(上述の第八条について)】

「民法通則」と「契約法」ではいずれも涉外契約の当事者は契約紛争を処理するために適用する法律を選択できるが、法律で別段の規定がある場合は除くと定められている。上述の規定によると、契約当事者は、通常、「意思自治」の原則に基づき、契約に適用する法律を自由に選択することができる。ただし、「法律で別段の規定がある」場合には、当事者の「意思自治」は排除される。「法律に別段の規定がある」場合は、実際にはこれらの特殊な契約について、中国法が適用する法律を直接に定めることができることをいう。

「契約法」はすでに3種類の契約で外国法の適用を除外することについて規定を設け、中国域内で中外合弁経営企業契約、中外合作経営企業契約、中外合作自然资源探査開拓契約を履行する場合は中国法を適用としている。「規定」は「契約法」をベースに、5種類の契約は外国法の適用を排除し、直接に中国法を適用しなければならないと補充規定を設けているが、その5種類の契約とは具体的には次のものを含む。

- (1) 外資系企業の株式譲渡契約、
- (2) 請負経営中外合弁経営企業、中外合作経営企業の契約、
- (3) 外国投資者が締結する国内企業持分買収契

协议。

另有“中国法律、行政法规规定应适用中国法律的其他合同”1种，作为“兜底条款”。

律师认为，涉外商事合同的当事人需要注意，在订立《规定》规定的9种合同时，直接选择中国法律作为合同适用的法律，以避免合同的法律适用条款被认定为无效（据律师了解，目前在实践中，许多外商投资企业的股份转让合同的当事人（尤其是，转让方和受让方均为外国企业的情况下）仍然选择外国法律作为合同适用的法律，对此需要给予注意）。

n 第六部分：外国法律的查明

【条款】

- 当事人选择或者变更选择合同争议应适用的法律为外国法律时，由当事人提供或者证明该外国法律的相关内容。（《规定》第九条第一款）
- 人民法院根据最密切联系原则确定合同争议应适用的法律为外国法律时，可以依职权查明该外国法律，亦可以要求当事人提供或者证明该外国法律的内容。（《规定》第九条第二款）
- 当事人和人民法院通过适当的途径均不能查明外国法律的内容的，人民法院可以适用中国法律。（《规定》第九条第三款）

【解析】

上述规定涉及了外国法律的查明这一法律概念。外国法律的查明，是指一国法院根据本国冲突规范指定应适用外国法律时，如何查明该外国法律的存在和内容。

《民法通则意见》规定了外国法律查明的5种途径，①由当事人提供；②由与中国订立司法协助协定的缔约对方的中央机关提供；③由中国驻该国使领馆提供；④由该国驻中国使馆提供；⑤由中外法律专家提供。通过以上途径仍不能查明的，适用中国法律。根据该规定，当事人和法院在外国法律查明方面均负有义务。

《规定》对涉外商事合同的当事人协议选择或者变更选择的外国法律、以及法院依最密切联系原则确定的外国法律的查明，进行了区别对待：（1）对于当事人协议选择或者变更选择的外国法律，由当事人承担该外国法律查明的义务；（2）对于法院依最密切联系原则确定的外国法律，主要由法院依

约、

（4）外国投資者が締結する国内企業増資引受契約、

（5）外国投資者が締結する国内企業資産買収契約。

その他に「中国の法律、行政法規が中国法を適用すべきと定めるその他の契約」の1種に「包括的条項」があるとしている。

我々は、涉外民商事契約の当事者は、「規定」に定められた9種類の契約を締結する場合には、契約の法律適用条項が無効であると認定されてしまわないためにも、中国法を契約に適用する法律として直接に選択するよう注意した方がよいと考える。（我々が知っている限りでは、今日の実務の中で、数多くの外商投資企業の持分譲渡契約の当事者（とりわけ譲渡側と譲受側がいずれも外国企業である場合）が依然外国法を契約に適用する法律として選択しているので、ここでご指摘させていただく必要がある。）

n 第六部分：外国法の調査

【条項】

- 当事者が契約争議に適用する法律として外国法を選択する又はそれに変更する場合、当事者が当該外国法の関係する内容を提供又は証明する。（「規定」第九条第一項）
- 裁判所は最も密接な関係という原則に基づき、契約の争議に適用する法律を外国法と確定する場合、職権に基づき当該外国法を調査することができ、また当事者に対し当該外国法の内容を提供又は証明するよう求めることができる。（「規定」第九条第二項）
- 当事者と裁判所は適切な手段を通じても外国法の内容が調査できない場合、裁判所は中国法を適用することができる。（「規定」第九条第三項）

【解説】

上述の規定は外国法の調査についての法律の概念に言及している。外国法の調査とは、1つの国の裁判所が本国の衝突規範に基づき適用すべき外国法を指定する場合、当該外国法の内容を如何に調査するかをいう。

「民法通則意見」では、①当事者による提供、②中国と司法協力協定を締結している締結相手国の中央省庁による提供、③当該国にある中国大使館又は領事館による提供、④中国にある当該国の大使館による提供、⑤国内外の法律の専門家による提供、という外国法の5通りの調査手段を定めており、以上の手段を通じても依然調査できない場合には、中国法が適用される。当該規定によると、当事者と裁判所が外国法の調査においてそれぞれ義務を負うことになる。

「規定」は、涉外民商事契約の当事者が協議して選択した又は変更して選択した外国法、及び裁判所が最も密接な関係という原則に基づき確定する外国法の

职权承担该外国法律查明的义务,当事人负有协助义务。

需要注意,涉外民商事合同的当事人如果协议选择或者变更选择了某一外国法律作为合同争议应适用的法律,一旦发生争议,就需要承担提供或者证明该外国法律内容的义务。律师认为,当事人对此需要事先予以注意、并作相应准备,不应随意选择外国法律作为合同争议应适用的法律。

对于在当事人和法院通过一切可能的途径仍然无法查明外国法律的内容时,如何确定适用的法律的问题,《民法通则意见》与《规定》的规定基本一致,即“适用中国法律”。但是需要注意,前者的规定是“适用中国法律”,而后者的规定是“可以适用中国法律”。不难发现,根据《规定》的上述规定,在涉外民商事合同纠纷案件中,如果无法查明外国法律,法院可能会选择适用中国法律,也可能会选择适用外国法律,存在不确定的因素(当然,律师认为,由于中国法院对本国法律最为熟知,在此情况下,通常会选择适用中国法律)。

律师理解,《规定》是中国法院审理涉外民商事合同纠纷案件、以及订立涉外民商事合同的重要法律依据。涉外民商事合同的主体可能包括中国自然人、法人或者其他组织,以及外国自然人、法人或者其他组织。因此,《规定》对上述各类主体的合同订立、合同履行和争议解决等都具有重要法律意义。需要指出的是,尽管《规定》是中国法院审理涉外民商事合同纠纷案件的重要法律依据,但是在涉外民商事合同纠纷的仲裁案件中,鉴于《规定》的强制性规定、以及其在法理上的合理性,根据律师以往的经验,律师理解,中国境内外的仲裁机构通常会参照适用《规定》的规定。

《规定》已经于2007年08月08日起正式实施。律师认为,上述各类主体应抓紧时间,仔细阅读《规定》的内容、并完全领会其原则和精神。同时,上述各类主体应当依据《规定》,并结合《民法通则》和《合同法》等相关法律文件,在准备订立的各类涉外民商事合同中,合法合理地拟定与合同法律适用有关的条款,尽可能降低法律风险、避免发生不必要的纠纷,从而提高商业交易的效率;对已经发生纠纷的各类涉外民商事合同,则应依据并充分运用《规定》和相关规范性文件的规定,正确予以应对,在可能的诉讼程序中尽可能减少损失。

調査について、それぞれ区別して取り扱っている。(1)当事者が協議して選択した又は変更して選択した外国法について、当事者は当該外国法を調査する義務を負う。(2)裁判所が最も密接な関係という原則に基づき確定する外国法は、主に裁判所が職権に基づき当該外国法を調査する義務を負い、当事者はこれに協力する義務を負う。

注意しなければならないこととして、涉外民商事契約の当事者がある外国法を契約の争議に適用すべき法律として協議して選択した又は変更して選択した場合、ひとたび争議が発生すると、当該外国法の内容を提供又は証明する義務を負わなければならない。これについて、当事者はこの点につき前もって注意し、相応の準備をしておく必要があり、外国法を契約争議に適用すべき法律として随意に選択してはならない。

当事者と裁判所がすべての考え得る手段を通じても外国法の内容を調査できない場合に適用する法律を如何に確定するかについて、「民法通則意見」と「規定」の規定では基本的に一致しており、「中国法を適用する」としている。ただし、前者の規定は「中国法を適用する」としているが、後者の規定は「中国法を適用できる」としている点に注意したい。「規定」の上述の規定によれば、涉外民商事契約紛争事案において、もしも外国法が調査できない場合は、裁判所は中国法の適用を選択することもできれば、外国法の適用を選択することもできるとしており、不確定な要素が存在していることがわかる。(だが当然、中国の裁判所は本国の法律を最も熟知していることから、この場合、中国法の適用が選択されるのが一般的であると思われる。)

我々の理解では、「規定」は中国の裁判所が涉外民商事契約紛争事案を審理するうえで、及び涉外民商事契約を締結するうえでの重要な法的根拠である。涉外民商事契約の主体には中国の自然人、法人又はその他の組織、及び外国の自然人、法人又はその他の組織が含まれることが考えられる。したがって、「規定」は上述の各種主体の契約締結、契約の履行及び争議の解決等にいずれも重要な法的意義をもつ。「規定」は中国の裁判所が涉外民商事契約の紛争事案を審理するうえでの重要な法的根拠であるけれども、涉外民商事契約の紛争の仲裁事案においても、「規定」が強制的規定であり、かつ又法理上においても合理性を保っていることから、中国領域内外の仲裁機関も通常は「規定」の規定を参照して適用するものと思われる。

「規定」はすでに2007年8月8日より正式に施行されている。上述の各種主体は時間を有効に活用し、「規定」の内容を細かく丹念に確認し、その原則と反映される方針を完全に把握しなければならないだろう。同時に、上述の各種主体は「規定」に従い、なお且つ「民法通則」と「契約法」等の法律文書とあわせ、締結予定の各種涉外民商事契約の中で、契約の法律適用に関係する条項を合法且つ合理的に制定し、法的リスクをなるべく抑え、不必要な紛争が発生するのを防ぐことで、商取引の効率を上げるようにし、そして、すでに紛争が発生してしまっている各種の涉外民商事契約については、「規定」及び関係する規範性文書の規定に従いな

お且つそれらを十分に活用して正確に対処し、発生するかもしれない訴訟手続きの中での損失をできる限り減少させるようにすべきであろう。

备注:

查看《最高人民法院关于审理涉外民事或商事合同纠纷案件法律适用若干问题的规定》全文内容, 请点击以下网址:

http://www.chinacourt.org/flwk/show1.php?file_id=120328

(里兆律师事务所 2007 年 09 月 07 日整理编写)

備考:

「涉外民事又は商事契約に関する紛争案件を審理する場合の法律の適用における若干の問題に関する最高人民法院の規定」の全文の内容をご覧になるには、下記 URL をクリックしてください。

http://www.chinacourt.org/flwk/show1.php?file_id=120328

(里兆法律事務所が 2007 年 9 月 7 日付けで作成)